

# 香川県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

令和4年10月変更

香 川 県

## 目 次

第1章 基本的な事項	1
1 計画の性格	1
2 計画の趣旨	1
3 目標	1
4 計画の達成状況の評価に関する事項	1
5 計画の期間	1
第2章 具体的な施策	2
1 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成	2
2 産業の振興	3
3 情報化の推進	12
4 交通施設の整備、交通手段の確保	13
5 生活環境の整備	17
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	18
7 医療の確保	19
8 教育の振興	20
9 集落の整備	21
10 地域の文化芸術の振興等	22
11 再生可能エネルギーの利用の推進	23
12 共助の社会づくり	24
13 過疎地域市町相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	26

## 第1章 基本的な事項

### 1 計画の性格

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条の規定により、香川県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の市町に協力して講じようとする措置について定めるものである。

### 2 計画の趣旨

過疎地域の市町においては、香川県過疎地域持続的発展方針に基づき、それぞれの地域の実情を踏まえ、過疎地域持続的発展計画を策定し、移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成、産業の振興、情報化の推進、交通施設の整備、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域の文化芸術の振興等、再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を推進することとしているが、県においても、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の市町の区域を越える広域的な視点も踏まえつつ、市町に協力して、次章に定める具体的な施策を推進するものである。

### 3 目標

過疎地域の持続的発展を図るため、本計画の目標として次の項目を定める。

項目	現状	目標
人口の社会増減	▲1,381人 (令和2年)	1,000人 (令和7年)
県内で活動する地域おこし協力隊員数	45人 (令和2年度)	53人 (令和7年度)

### 4 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度評価を行い、県ホームページ等で公表する。なお、社会情勢や財政状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

### 5 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

## 第2章 具体的な施策

### 1 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成

移住・交流を促進し、地域の活性化を図るため、都市圏住民等へのプロモーションや官民連携による移住・定住に係る受入体制づくりなどを推進する。

また、都市農村交流施設や農林漁業体験施設などを活用したグリーン・ツーリズムの推進を図るなど、地域間交流の促進に努める。

さらに、個性豊かで活力ある地域づくりへの取組みが促進されるよう、地域づくりに関わる人材の育成に向けた研修を実施するとともに、特定の地域に関心を持つ地域外の人々（関係人口）と地域の住民がともに地域課題の解決に向けて取り組めるよう、市町と連携し各地域における関係人口の創出・拡大に努める。

事業名	事業内容
かがわの魅力発信	東京や大阪で開催される移住・交流フェアへの出展や、移住情報専門誌における情報発信、空き家バンクの登録促進及び移住ポータルサイトの充実等により、全国に向けて香川の魅力を積極的に発信し、移住・定住の促進を図る。
受入体制の整備	市町が行う移住者のための空き家改修等の補助や空き家を活用したサテライトオフィス等の整備への補助など、市町が積極的に活動できるための環境整備等に努める。
地域づくりに係る研修会の実施	個性豊かで活力ある地域づくりの推進や関係人口の創出・拡大等を図るため、地域づくり実践者等を対象とした研修会を開催する。

## 2 産業の振興

農業の振興に関しては、生産性の高い効率的な農業を展開するため、狭小・不整形な農地等の区画整理やパイプライン化等のニーズに沿った農業基盤整備を推進するとともに、意欲ある担い手への農地集積や集落営農の組織化を促進し、農業従事者の減少や高齢化による地域活力の低下、集落機能の低下を抑止する。

また、集落内の農家の役割分担を明確にしなが、地域ぐるみの保安全管理活動等を促進して、多面的機能の維持・発揮や耕作放棄地の発生防止、鳥獣被害対策の推進を図る。

併せて、集落道や集落排水、防火水槽などの生活環境基盤を整備することで、豊かな自然環境や農村景観の保全を図り、伝統文化、農産物などの魅力あふれる地域資源を発掘、活用した地域活動を推進し、都市住民との交流や本県への移住・定住を促進する。

林業の振興に関しては、森林資源の循環利用を推進し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、搬出間伐や保育等の森林整備を推進するとともに、林道などの路網の整備、森林施業の団地化、集約化、高性能林業機械の導入促進等によりコストの削減と生産性の向上を図る。

また、森林整備の中心的な役割を担っている森林組合等の作業班員を育成・確保するとともに、森林組合等の経営基盤の強化を図る。

さらに、原木シイタケなど地域の特産林産物の積極的なPRや、高齢級化している広葉樹や竹資源を活用した商品開発等の取組みを支援するとともに、柱材などに利用できる時期を迎えたヒノキなど県産木材の利用を促進する。

なお、森林ボランティア等が行う森づくり活動や、CSR活動に関心のある企業や団体を支援するなど、多様な主体による森づくりを推進する。

水産業の振興に関しては、漁業生産量の増大と安定、漁業環境の改善を目的に、幼稚魚の保護育成や産卵の場となる藻場の造成を実施する。また、漁業活動における安全性の向上、効率化等を促進するため、市町が実施する漁港事業に対し補助する。さらに、販路が限られている地魚の付加価値向上を図るため、共同出荷体制の整備やブランド化の推進について支援する。

地場産業の振興に関しては、各種支援を行うとともに、コミュニティ・ビジネスなど地域における起業を促進し、企業の誘致対策としては、企業立地を促進し、地域経済の活性化や雇用機会の拡大等を図る。

商業の振興に関しては、過疎地域における小規模・零細な店舗に対し、県制度融資等により低利で長期的な運転資金を提供し、資金調達の円滑化に努めるとともに、公益財団法人かがわ産業支援財団や、それぞれの地域に設立されている商工会議所・商工会による経営相談・指導等を通じて、個々の商店の実情に即した助言・指導を行う。また、中心商店街については、まちづくりの観点から、市町と連携した支援を行う。

情報通信関連産業の振興に関しては、「Setouch-i-Base」を拠点とし、情報通信関連分野や事業創造の促進に関する実践的な講座等の実施による人材育成や活動・交流の場の提供、拠点に集う人材の起業相談やビジネスマッチング支援の実施などの取組みを推進

する。

観光振興に関しては、近年の観光を取り巻く環境は、団体旅行から個人旅行へのシフトや、インターネット環境やSNSの普及などに伴い、旅行形態が多様化するなど、大きく変化している。過疎地域においても、変化する観光ニーズに対応しながら、魅力的で特色のある観光地づくりを行うことが求められており、地域が有する観光資源の効果的な活用を図る。

事業名	事業内容
農業の振興	<p>(1) 生産性の高い効率的な農業構造の改善に資するため、農地等の区画形状の変更、その他ほ場条件等の整備と併せて集落道路等の生活環境整備を一体的に行い、農業の振興を総合的に図る。</p> <p>(東かがわ市)</p> <p>①県営経営体育成基盤整備事業（川股地区）</p> <p>ほ場整備 1 ha</p> <p>農業用排水 3,634m</p> <p>②県営経営体育成基盤整備事業（黒羽地区）</p> <p>農業用排水 875m</p> <p>(綾川町旧綾上町地域)</p> <p>県営経営体育成基盤整備事業（鎌手地区）</p> <p>ほ場整備 4 ha</p> <p>(2) 農用地及び農業用施設等の被害を未然に防止するとともに、農業用水を安定的に確保・供給することで、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、老朽化の進んだため池や用排水施設の改修整備を行う。</p> <p>(観音寺市旧豊浜町地域)</p> <p>県営ため池等整備事業（鴨池地区）</p> <p>ため池改修 1箇所</p>

事業名	事業内容
	<p>(東かがわ市)</p> <p>①県営ため池等整備事業（藤九郎池地区） ため池改修 1箇所</p> <p>②県営ため池等整備事業（長谷新池地区） ため池改修 1箇所</p> <p>③県営ため池等整備事業（大柱池地区） ため池改修 1箇所</p> <p>④県営ため池等整備事業（宮池下池地区） ため池改修 1箇所</p> <p>⑤県営ため池等整備事業（奥晴西上池地区） ため池改修 1箇所</p> <p>⑥県営地域ため池総合整備事業（小海東地区） ため池改修 1箇所</p> <p>⑦農業水路等長寿命化・防災減災事業（西村地区） 排水機場 1箇所</p> <p>⑧農業水路等長寿命化・防災減災事業（寺町地区） 排水機場 1箇所</p> <p>⑨農業水路等長寿命化・防災減災事業（白鳥東部地区） 排水機場 1箇所</p> <p>⑩農業水路等長寿命化・防災減災事業（白鳥東地区） 排水機場 1箇所</p> <p>(三豊市旧詫間町地域)</p> <p>①県営地域ため池総合整備事業（詫間地区） ため池改修 1箇所</p> <p>②県営地域ため池総合整備事業[長寿命化・防災減災]（詫間地区） ため池改修 2箇所</p> <p>③県営地域ため池総合整備事業（詫間2期地区） ため池改修 4箇所</p> <p>(三豊市旧仁尾町地域)</p> <p>県営地域ため池総合整備事業（仁尾地区） ため池改修 4箇所</p>

事業名	事業内容
	<p>(三豊市旧財田町地域)</p> <p>県営ため池等整備事業 (昼丹波新池地区)</p> <p>ため池改修 1箇所</p>
	<p>(土庄町)</p> <p>県営農村災害対策整備事業 (豊島地区)</p> <p>用排水路 1,235m</p> <p>(綾川町旧綾上町地域)</p> <p>県営地域ため池総合整備事業 (綾上地区)</p> <p>ため池改修 1箇所</p> <p>(まんのう町)</p> <p>県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (満濃池幹線地区)</p> <p>用排水路 1,667m</p> <p>(3) 農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤や農村生活環境基盤を総合的に整備する。</p> <p>(三豊市旧財田町地域)</p> <p>県営中山間地域総合整備事業 (三豊南部地区)</p> <p>農業用排水 3,790m</p> <p>ため池 1箇所</p> <p>農業集落防災 2箇所</p> <p>農業集落排水 470m</p> <p>(土庄町)</p> <p>県営中山間地域総合整備事業 (土庄西部地区)</p> <p>農業用排水 1,547m</p> <p>農道 326m</p> <p>ため池 1箇所</p> <p>農業集落排水 540m</p> <p>農業集落道 156m</p>



事業名	事業内容
	<p>(小豆島町)</p> <p>県営中山間地域総合整備事業（池田地区）</p> <p>農業用排水 35,894m</p> <p>ため池 1箇所</p> <p>農業集落排水 325m</p> <p>(まんのう町)</p> <p>県営中山間地域総合整備事業（まんのう地区）</p> <p>ほ場整備 14.7ha</p> <p>農業用排水 8,023m</p> <p>ため池 8箇所</p> <p>(4) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために行う、農業者等で構成される活動組織が地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動等を支援する。</p> <p>(5) 耕作放棄地の発生を未然に防止し、多面的機能を維持・確保するため、事業計画書及び集落協定に基づいた継続的な農業生産活動などに対して支援する。</p> <p>(6) 地域ぐるみでの効率的な農業の維持・発展のため、集落営農の組織化を推進するとともに、新規就農者や企業の農業参入を促進し、地域の実情に即した多様な担い手づくりを推進する。</p> <p>(7) 農地中間管理事業等を活用し、意欲ある担い手や農外参入企業などに対して農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地については、農地として利用すべき農地とそれ以外の農地を明確にし、農地の保全と多面的機能の維持を図る。</p>

事業名	事業内容
	<p>(8) 深刻化する鳥獣被害対策は、「地域に寄せ付けない環境づくり」、「捕獲奨励」、「侵入防止施設の整備」の3点セットの取組みに加え、住民自らで組織される「鳥獣被害対策実施隊」の設置とその活動を支援するとともに、対策に実績のあるモデル的な事例の県内への普及を推進する。</p> <p>また、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定を受け、有害鳥獣捕獲などのより一層の拡充・強化を図る。</p> <p>(9) 地域の特性を生かした自然薯や香川本鷹などの地域特産物や新規作物の導入を促進し、それらの農産物を活用して、地域の農商工業者や生産者団体などの連携による6次産業化を推進するほか、グリーン・ツーリズムや地産地消など地域ぐるみのアグリビジネス（農業農村の6次産業化）を推進する。</p>
畜産業の振興	<p>(1) 特徴ある地域資源であるオリーブを活用した、「オリーブ牛」、「オリーブ豚」、「オリーブ鶏」などブランド畜産物の生産・供給体制を整備するとともに、6次産業化や消費拡大対策を推進する。</p> <p>(2) 耕作放棄地や中山間地等を有効活用した、飼料作物の生産拡大や放牧牛増頭を図るため、地域に適した飼料作物の品種選定や効率的な栽培技術の検討を行うとともに、飼養管理技術の普及を推進する。</p> <p>また、家畜排せつ物の良質堆肥化により耕畜連携を推進する。</p>

事業名	事業内容
林業の振興	<p>(1) 地域の森林資源の育成と活用及び県土保全を図るため、県営林の適正な管理を行う。</p> <p>(さぬき市旧大川町地域)            保育等            80ha</p> <p>(東かがわ市)            保育等            80ha</p> <p>(綾川町旧綾上町地域)            保育等            40ha</p> <p>(まんのう町)            保育等            30ha</p> <p>(2) 機械化の推進による搬出コストの縮減や人材の育成・確保を図るため、香川県森林整備担い手対策基金を活用し、高性能林業機械の導入や作業員の養成等に取り組む森林組合を支援する。</p> <p>(3) 県民総参加のみどりづくりを推進するため、「みどりの学校」運営事業やフォレストマッチング推進事業、「森とみどりの祭典」の開催など、森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会を提供する。</p>
水産業の振興	<p>(1) 水産物の安定供給や漁業関連施設の一体的な整備を推進する。</p> <p>(さぬき市旧津田町地域)            水域環境整備事業            対象魚の産卵から成長までの生活史に対応した広域的な生息環境の整備を目的として、藻礁を設置し、産卵場や育成場を造成する。</p> <p>藻場                    1.2ha</p>

事業名	事業内容
	<p>(2) 漁業経営の安定を図るため、ハマチやノリなどを中心に、県産水産物のブランド化を支援し、消費拡大や販売促進・販路拡大を促進するとともに、高品質で特徴のある水産資源の維持・増大を支援・促進する。</p> <p>また、大量に漁獲されても販路が限られ価格低迷を招いている地魚の付加価値向上を図るため、意欲ある漁業者による共同出荷施設の整備やブランド化の推進について支援する。</p>
地場産業の振興	<p>地場産業の振興を図るため、地場産業の組合が行うプロモーション、販路開拓への取組みを支援するほか、新かがわ中小企業応援ファンド等事業を活用し、中小企業者が創意工夫して行う地域の資源を使った商品の開発、デザイン開発等によるブランド力の強化や戦略的な情報発信等による販路拡大のための実効性ある新たな取組みへの支援に加え、県産業技術センター等の公設試験研究機関が技術面での支援を行う。</p>
企業の誘致対策	<p>(1) 誘致活動の強化</p> <p>製造業等に加え、若者の就業率が高く将来の成長が見込まれる首都圏の情報通信関連産業等に対して、訪問やオンライン会議の活用により、本県の立地環境の優位性や支援施策をPRするとともに、各市町や協定を結んだ金融機関等と連携した物件情報の収集、提供体制やワンストップサービスを一層充実させるなど県外企業の誘致に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 各種優遇制度の活用</p> <p>企業誘致助成金制度のほか、県税の特別措置などの優遇制度を活用し、企業立地を促進する。</p>

事業名	事業内容
起業の促進	<p>新たな事業への取組みに対して、公益財団法人かがわ産業支援財団の創業支援センターなどにおいて、アイデア段階から事業化に至るまでの各段階における総合的な支援を行う。</p>
商業の振興	<p>(1) 制度融資            企業の創業、成長、安定、再生の各場面に応じて、必要となる事業資金調達の円滑化を図るため、県、金融機関、信用保証協会が連携して融資を実施する。</p> <p>(2) 新事業創出トータルサポート事業            公益財団法人かがわ産業支援財団の新事業サポートセンターにおける各種の診断・指導事業、各種情報の提供や各分野の専門家による経営相談を実施する。</p> <p>(3) 小規模事業指導事業            小規模事業者の経営の改善発達のための支援等(経営指導・相談など)を行う商工会議所・商工会及び商工会に対する指導等を行う香川県商工会連合会に対し助成する。</p> <p>(4) 特色ある商店街づくり事業            活気ある商店街の再生に向けた持続可能な取組みを促進するため、まちづくりや中小小売商業の振興などの観点から、中心市街地の活性化や魅力ある商店街づくりに取り組む市町、商店街団体などを支援する。</p>
情報通信関連産業の振興	<p>(1) デジタル技術の習得や事業創造の促進などに関する実践的な講座やセミナーを実施することにより、社会全体のデジタル化を支える情報通信関連分野の人材育成を推進する。</p> <p>(2) 「Setouch-i-Base」において生み出されたアイデアを起業、第二創業、既存企業の競争力強化につなげていくための支援を行う。</p>

事業名	事業内容
観光又はレクリエーション	やすらぎや癒し、心のゆとりを求める意識の高まり、また、観光の形態も団体から個人・小グループへとシフトする中、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づき令和2年4月に改めて国の認定を受けた、県内全域を区域とする「香川せとうちアート観光圏」を基盤として、これらのニーズに対応するため、アウトドアを活用した観光やワーケーションなど、新しい観光スタイルへの対応や、滞在交流型のコンテンツの充実などを推進する。

### 3 情報化の推進

過疎地域は、地理的制約から、暮らしや産業などの分野において都市部との間に様々な格差があるが、情報通信はこれらの是正・解消に大きな役割を果たすものであり、過疎地域においてこそ、その進展が図られるべきものである。

そのため、過疎地域において、情報通信技術を活用して、地域住民への行政・医療・福祉サービスの確保、教育の振興、移住・交流による地域の活性化などを推進するほか、デジタルデバイド対策や地域住民の情報リテラシーの向上を図る。

事業名	事業内容
デジタルデバイド対策	情報通信交流館（e-とぴあ・かがわ）を活用し、様々なITスキルに応じた講座を開催するとともに、出前形式による講座の開催により、地域の情報化を推進する。

#### 4 交通施設の整備、交通手段の確保

##### (1) 基幹的な町道の整備

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 16 条の規定に基づき、過疎地域における基幹的な町道で、主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要な観光地と密接な関係にある県道又は幹線一級町道を連絡する町道について、県による代行施行を行い、その整備を図る。

事業名	事業内容	町名
町道	改良 1 路線 1,500m 家浦唐櫃線 幅員 5.0m 延長 1,500m	土庄町

##### (2) 県道等の整備

- ① 過疎地域における道路網を整備し、安全・安心な通行を確保するため、国道 193 号、318 号、436 号、438 号及び県道の整備を図る。

ア 高松市旧塩江町地域では、地域を南北に縦断する国道 193 号の整備をはじめ、国道 193 号と町内各集落を結ぶ県道塩江屋島西線の整備を図る。

イ さぬき市旧津田町地域では、主要幹線道路である県道三木津田線の整備を図る。

ウ 東かがわ市では、主要幹線道路である国道 318 号及び県道石井引田線の整備を図る。

エ 三豊市旧詫間町及び旧財田町地域では、主要幹線道路である県道善通寺詫間線、町内各集落を結ぶ県道財田上高瀬線及び県道紫雲出山線の整備を図る。

オ 土庄町では、主要幹線道路である国道 436 号及び県道土庄福田線の整備をはじめ、町内集落を結ぶ県道屋形崎小江渕崎線及び県道本町小瀬土庄港線の整備を図る。

カ 小豆島町では、主要幹線道路である国道 436 号及び県道坂手港線の整備を図る。

キ 直島町では、県道北風戸積浦線の整備を図る。

ク 琴平町では、県道琴平停車場琴平公園線の整備を図る。

ケ まんのう町では、地域と坂出市を結ぶ国道 438 号を南北の基軸として整備するとともに、県道丸亀三好線及び県道国分寺中通線の整備を図る。

##### ② 林道の整備

林業生産基盤の整備と生産性の向上、機械化の推進による搬出コストの軽減を図るため、林道及び作業道を整備する。

##### ③ 漁業集落道の整備

漁業集落道については、流通の効率化を図るとともに、地域住民の交通を確保し、

生活水準や防災機能を向上させるうえで必要不可欠なものとして、拡幅等の整備を支援する。

事業名	事業内容
(1) 国道 (知事管理分)	<p>(主な事業)</p> <p>(高松市旧塩江町地域)</p> <p>交通安全</p> <p>    国道 193 号 (西谷工区)                   幅員 10.0m 延長 990m</p> <p>    国道 193 号 (安原上東工区)           幅員 10.0m 延長 420m</p> <p>(東かがわ市)</p> <p>交通安全</p> <p>    国道 318 号 (白鳥工区)               幅員 14.5m 延長 660m</p> <p>    国道 318 号 (白鳥南工区)           幅員 14.5m 延長 600m</p> <p>(土庄町)</p> <p>交通安全</p> <p>    国道 436 号 (湊崎工区)               幅員 14.0m 延長 280m</p> <p>(小豆島町)</p> <p>(1) 改良</p> <p>    国道 436 号 (橘・内間工区)           幅員 10.0m 延長 340m</p> <p>    国道 436 号 (外明神工区)           幅員 7.0m 延長 850m</p> <p>    国道 436 号 (岩谷工区)               幅員 8.0m 延長 300m</p> <p>(2) 交通安全</p> <p>    国道 436 号 (蒲生工区)               幅員 14.0m 延長 380m</p> <p>    国道 436 号 (西村工区)               幅員 14.0m 延長 420m</p> <p>    国道 436 号 (平木工区)               幅員 14.0m 延長 1,500m</p> <p>    国道 436 号 (安田工区)               幅員 13.0m 延長 340m</p> <p>(まんのう町)</p> <p>交通安全</p> <p>    国道 438 号 (長尾南工区)           幅員 10.0m 延長 1,200m</p> <p>    国道 438 号 (川東下工区)           幅員 10.0m 延長 600m</p> <p>    国道 438 号 (炭所西工区)           幅員 11.0m 延長 1,065m</p>



事業名	事業内容	
(2) 県道	(高松市旧塩江町地域) 改良 塩江屋島西線 (小田工区) 幅員 7.0m 延長 480m	
	(さぬき市旧津田町地域) 交通安全 三木津田線 (津田工区) 幅員 10.0m 延長 600m	
	(東かがわ市) 改良 石井引田線 (吉田工区) 幅員 7.5m 延長 440m	
	(三豊市旧詫間町地域) (1) 改良 紫雲出山線 (肥地木工区) 幅員 7.0m 延長 1,000m	
	(2) 交通安全 善通寺詫間線 (大見工区) 幅員 12.0m 延長 1,040m	
	(三豊市旧財田町地域) 交通安全 財田上高瀬線 (財田工区) 幅員 10.0m 延長 1,700m	
	(土庄町) (1) 改良 屋形崎小江渕崎線 (伊喜末工区) 幅員 10.0m 延長 700m	
	(2) 交通安全 土庄福田線 (渕崎工区) 幅員 12.0m 延長 320m 土庄福田線 (黒岩・馬越工区) 幅員 10.0m 延長 940m 屋形崎小江渕崎線 (渕崎工区) 幅員 10.0m 延長 1,080m 屋形崎小江渕崎線 (渕崎東工区) 幅員 12.0m 延長 250m 本町小瀬土庄港線 (西本町工区) 幅員 12.0m 延長 120m	

事業名	事業内容
(3) 林道	(小豆島町) 交通安全 坂手港線 (苗羽工区) 幅員 10.0m 延長 110m
	(直島町) (1) 改良 北風戸積浦線 (瀬戸内国際芸術祭作品群周辺) 幅員 7.5m 延長 300m
	(2) 交通安全 北風戸積浦線 (琴弾工区) 幅員 9.0m 延長 250m
	(琴平町) 改良 琴平停車場琴平公園線 (琴平工区) 幅員 7.0m 延長 500m 琴平停車場琴平公園線 (琴平駅前工区) 幅員 9.0m 延長 330m
	(まんのう町) 改良 丸亀三好線 (久保工区) 幅員 11.0m 延長 1,200m 丸亀三好線 (塩入工区) 幅員 11.0m 延長 1,000m 国分寺中通線 (川東下工区) 幅員 5.0m 延長 1,000m
	(まんのう町) 林道 2,800m

(3) 住民の日常的な移動のための交通手段の確保対策

地域住民にとって生活交通手段として重要な役割を果たしているバス路線や航路については、路線や航路の維持・確保を図るため、バス事業者に対しては運行費（車両の減価償却費等を含む。）、航路事業者に対しては欠損額について助成を行う。

事業名	事業内容
地方バス路線維持費補助	地域住民の生活にとって重要な路線バスの運行を維持するため、バス事業者に対し、生活交通路線の運行費（車両の減価償却費等を含む。）について補助する。
離島航路補助事業	離島住民にとって、本土と離島を結ぶ唯一の公共交通手段である航路を維持するため、離島航路整備法等に基づき、航路事業者に対し、離島航路の欠損額について補助する。

5 生活環境の整備

県民の生命、身体及び財産を守るため、常備消防体制の充実、消防団等の活性化、広域応援体制の強化に努めるとともに、消防施設等の整備を促進する。また、急増する救急需要に対応するため、救急体制の充実を図るとともに、救急業務の高度化を推進する。

事業名	事業内容
消防・救急施設の整備	(1) 市町や消防本部、消防団との連携等により、地域防災力の充実・強化を図るとともに、相互応援協定に基づき消防や救急の広域応援体制の充実を図る。  (2) 国の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金や一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成制度を活用し、消防・救急施設の整備を促進する。  (3) 香川県メディカルコントロール協議会や消防学校での講義を活用し、救急体制の充実や救急業務の高度化を推進する。

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

社会全体が一体となって安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、地域における子育て支援の拠点や地域の実情に応じた保育等の充実を図る。

また、高齢者が自らの健康と生きがいをづくりに取り組むため、かがわ長寿大学の開講や老人クラブ等の活動の支援等に努めるとともに、高齢者いきいき案内所を効果的に活用し、高齢者の社会参加の促進と生きがいをづくりを推進する。

事業名	事業内容
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の設置を促進する。
特別保育対策事業	地域の実情に応じた保護者の様々な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育などの多様な保育を促進する。
高齢者の健康生きがい対策事業	(1) 全国健康福祉祭出場選手の選出及び派遣や、長寿社会を担う地域社会での実践的な指導者を養成するための「かがわ長寿大学(2年制)」を開講する。  (2) 老人クラブ活動の充実や加入促進に努めるとともに、県老人クラブ連合会や市町老人クラブ連合会の活動を支援する。  (3) 高齢者いきいき案内所を活用して高齢者に活躍の場の情報提供等を行う。

## 7 医療の確保

### (1) 無医地区対策

へき地医療支援機構の体制の整備やへき地医療拠点病院の機能強化に努め、へき地医療対策の円滑かつ効率的な推進を図るとともに、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）を活用した遠隔診断体制の整備・充実に努めるなど、へき地医療の質的な向上を図る。

事業名	事業内容
巡回診療	関係市町等との連携の下、巡回診療等の実施に努める。
保健指導等の活動	保健所の保健師・栄養士は、保健・医療・福祉関係者等との連携の下、家庭訪問や健康相談、栄養指導などの実施や、地区組織活動の育成指導を行う。
へき地医療拠点病院等運営事業	へき地医療支援機構の体制の整備やへき地医療拠点病院の機能強化に努め、へき地医療対策の円滑かつ効率的な推進を図る。
遠隔医療ネットワーク推進事業	かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）を活用した遠隔診断体制の整備・充実に努める。

### (2) その他の医療の確保

医師確保については、義務年限内の自治医科大学卒業医師をへき地診療所などに適正に配置するとともに、医学生修学資金貸付制度により、医師が不足する地域においても十分な医療が確保できるよう適切な運用を行い、医師の地域間での偏在緩和を進める。

事業名	事業内容
自治医科大学卒業医師の配置	へき地診療所等の医師を確保するため、自治医科大学卒業医師を配置する。

事業名	事業内容
医学生修学資金貸付事業	医師が不足する地域においても十分な医療が確保できるよう医学生修学資金貸付制度の適切な運用を行う。

## 8 教育の振興

### (1) 公立小中学校の統合整備

公立小中学校の統合整備については、設置者である市町がそれぞれの地域の実情を十分に検討したうえで、地域住民の理解と協力のもと進めていくことができるよう、市町の取組みを支援する。

事業名	事業内容
小中学校の統合支援	小中学校の統合に対し、次のとおり支援を行う。 ①教員配置への配慮 ②統合や廃校施設の有効活用に関する情報提供等

### (2) 集会施設、社会教育施設、体育施設等の整備

公民館及び図書館については、地域における生涯学習推進のための中核的な施設であるため、過疎地域においても、引き続き、地域の実情に応じた施設整備の促進を図るほか、市町の境界を越えて広域的な施策の連携を図る。

体育施設については、既存施設の配置状況を考慮しながら、地域の実情に応じた整備充実を図る。

事業名	事業内容
インターネットを活用した情報提供（公民館・体育施設）	県内全域の講座、イベント、スポーツ教室、講師及び施設利用等の情報を提供する。
地域読書普及活動の支援（図書館・公民館）	協力貸出等市町の図書館・公民館等を拠点とする地域読書普及活動の支援を行う。

## 9 集落の整備

住民の生活に支障が生じないよう、他県の優良事例等も参考にしながら地域の拠点づくりや地域の拠点と周辺集落とのネットワークづくり等を推進する。

また、「地域おこし協力隊」の活用などにより、地域づくり活動を支援する。

事業名	事業内容
「小さな拠点」の形成の促進	道の駅や農産物の加工施設も活用しながら、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成について、先進的な取組事例の紹介や各種助成制度等の情報提供・助言に努める。
地域おこし協力隊の活用	総務省の制度である地域おこし協力隊を活用し、地域づくり活動に取り組む団体等を積極的に情報発信するとともに、市町の地域おこし協力隊等とも連携を図りながら、地域づくり活動を支援する。

## 10 地域の文化芸術の振興等

### (1) 文化芸術事業の支援等

国の事業を活用するほか、市町や関係団体と連携して、演奏会や文化に関する講演、展覧会、その他の文化芸術事業を支援する。

事業名	事業内容
地域文化芸術振興事業	公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団の文化芸術活動支援事業などにより、県民自らが行う創造的な文化芸術活動を支援する。
各種団体による文化公演	各種団体の助成を活用して、交響楽団による演奏会や演劇等の文化公演等を支援する。
美術展覧会等開催事業	県民が芸術に親しむ機会を提供し、地域の活性化を図るため、県内各所で、展覧会やアートワークショップ等を開催する。

### (2) 地域伝統文化の保存・伝承

地域の歴史的な文化資源を掘り起こし、保存・活用するとともに、地域に伝わる伝統文化の保存・伝承を図るため、香川県指定民俗文化財の保存団体等が行う事業に対して助成し地域文化の振興に努める。

また、文化財関係団体や観光部局等と連携し、県内外の方が地域の文化財に触れ、地域の人々と交流する機会を提供するなど、地域づくりに資する取組みにも努める。

事業名	事業内容
ふるさと芸能わっしょいしょい事業	保存団体等が行う民俗文化財に関する研修会、講習会及び実技指導、公開事業、記録作成事業並びに道具・衣装類の新調、修理事業に対し助成する。



## 1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

日照時間が長いという本県の自然的特性を踏まえ、太陽光発電の導入に積極的に取り組むとともに、太陽光以外の再生可能エネルギーについても、他県の導入事例や国の補助事業等の情報収集・情報提供を行うなどにより導入可能性や活用可能性の検討を行うなど、エネルギー源の多様化を図る。

また、地域で生み出した再生可能エネルギー由来の電力をその地域で消費し、そこで得られた収益を地域に還元することにより、地域の脱炭素化と雇用創出等を図るエネルギーの地産地消モデルの構築に向け、他県の先進事例等について情報収集・情報提供を行うとともに、市町における地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）を推進するための計画・認定制度や農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する計画制度も活用しながら、各関係機関と連携した取組みを進める。

事業名	事業内容
住宅用太陽光発電導入促進事業	住宅用太陽光発電システムの普及を図るため、設置者に対して補助を行う。

## 12 共助の社会づくり

### (1) 多様な機能を有する地域コミュニティづくり

個性豊かで活力ある地域づくりへの取組みが促進されるよう、その主体となる地域コミュニティの構築に向けた研修を実施するほか、地域づくりに資する団体等に対する支援を行うなど、住民主体の地域づくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。

また、少子・高齢社会における地域住民の安全・安心の向上などを目標に、地域住民が互いに助け合いながら、日常は、高齢者や子育て家庭への支援、環境美化、ごみ分別・リサイクル活動、防犯や交通安全、異世代間交流などの活動を行い、災害や事故が発生したときには、被害の発生・拡大の防止や救護活動を行うなど、多様な機能を有するコミュニティづくりを促進する。

事業名	事業内容
地域コミュニティ活動の促進	<p>(1) ホームページ等による情報提供や研修会の開催等により、地域コミュニティの活性化について、市町、地域団体、住民の意識向上を図る。</p> <p>(2) 一般財団法人自治総合センターの助成制度を活用し、コミュニティ活動に必要な施設又は設備の整備を支援する。</p>
香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業	<p>住民主体の地域づくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、県内の地域づくりに資する団体が、若者の地元定着又は県外からの移住促進のため、自らの創意・工夫を活かして取り組む「魅力ある地域づくり」を支援する。</p>
自主防災組織の結成促進と活性化	<p>(1) 自主防災組織の活性化を図るため、地域コミュニティと連携して、防災教育の推進や自主防災組織のリーダー育成に取り組む。</p> <p>(2) 一般財団法人自治総合センターの助成制度を活用し、自主防災組織の育成と機能強化を図る。</p>

事業名	事業内容
安全な地域社会づくり	<p>「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」を基軸として、防犯環境の整備促進を図る。</p> <p>また、ボランティアによる自主防犯活動の促進・支援を行うとともに、参加型の防犯研修会の積極的開催により防犯意識の高揚を図る。</p>
地域の環境美化活動や愛護活動の促進	<p>県が管理する国道や県道、河川や海岸の環境美化と愛護精神の高揚を目的として、清掃などの美化活動や愛護活動を行う地域住民やボランティア団体等に対して支援する。</p>

(2) NPO・ボランティア活動の促進

地域社会づくりの重要な担い手として期待されるNPOやボランティアの活動を活性化させるため、NPO・ボランティア活動のきっかけづくりやひろがりづくりを促進しながら、互いに支え合い、助け合える共助の社会づくりを推進する。

事業名	事業内容
共助の社会創造事業	<p>(1) NPO・ボランティア活動きっかけづくり 情報の収集や発信を通じて、県民のNPO・ボランティア活動への参加を促す。</p> <p>(2) NPO・ボランティア活動ひろがりづくり ボランティア活動の顕彰や研修会等の開催によりNPO・ボランティア活動のひろがりづくりを促進するとともに、「香川県NPO基金」制度を活用し、NPO法人へ活動資金を助成する。</p>

### 1.3 過疎地域市町相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

さまざまな分野における広域的な交流や連携が活発化する一方で、地域間競争が激化する中、過疎地域の活力の低下が懸念される。

今後も、過疎地域の市町が住民サービスを効果的・効率的に提供するとともに、新たな課題に対しても、より主体的に挑戦していけるよう、都道府県過疎地域等政策支援員の活用による支援の検討を含め、広域的な視点に留意しながら過疎地域の市町相互間の連携の促進に努める。